

松前町国民保護計画

資料編

目 次

国民保護に関する用語	1
1 . 関係機関等に関する資料	
資料 1 - 1 県（警察機関含む）	5
資料 1 - 2 指定地方行政機関	6
資料 1 - 3 自衛隊	7
資料 1 - 4 指定公共機関	8
資料 1 - 5 指定地方公共機関	9
資料 1 - 6 県内市町	9
資料 1 - 7 県内消防機関	10
資料 1 - 8 その他の機関	10
2 . 対策本部において集約すべき基礎的資料	
資料 2 - 1 地域区分・住民基礎データ	11
資料 2 - 2 避難施設一覧表	12
資料 2 - 3 伊予消防等事務組合松前消防...署車両等一覧表	13
資料 2 - 4 伊予消防等事務組合松前消防署無線設備一覧表	14
資料 2 - 5 消防団車両・資機材一覧表	15
資料 2 - 6 町（同報系・移動系）防災行政無線一覧表	17
資料 2 - 7 消防団無線一覧表	19
資料 2 - 8 医療機関一覧表	20
資料 2 - 9 関係機関との協定一覧表	21
3 . 関係条例	
資料 3 - 1 災害派遣手当に関する条例	22
資料 3 - 2 松前町国民保護対策本部及び松前町緊急対処事態対策本部条例	23
資料 3 - 3 松前町国民保護協議会条例	24
4 . 様 式	
資料 4 - 1 被災情報の報告様式	25
資料 4 - 2 【様式第 1 号】安否情報の収集様式（避難住民・負傷住民）	26
資料 4 - 3 【様式第 2 号】安否情報の収集様式（死亡住民）	27
資料 4 - 4 【様式第 3 号】安否情報報告書	28
資料 4 - 5 【様式第 4 号】安否情報照会書	29
資料 4 - 6 【様式第 5 号】安否情報回答書	30
5 . 避難実施要領	
資料 5 - 1 基本指針	31
資料 5 - 2 弾道ミサイル攻撃の場合	32
資料 5 - 3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	35

国民保護に関する用語

(法令名等)

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律【平成 16 年法律第 112 号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令【平成 16 年政令第 275 号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令【平成 17 年総務省令第 44 号】
ジュネーブ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】 ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約【第二条約】 ・捕虜の待遇に関する条約【第三条約】 ・戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】 ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第一追加議定書】 ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第二追加議定書】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律【平成 16 年法律第 114 号】
買い占め等防止法	生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律【昭和 48 年法律第 48 号】
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準【平成 16 年厚生労働省告示第 343 号】
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防長官通知

(住民関連)

用語	意義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられる。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。【災害対策基本法第 5 条第 2 項】

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。【事態対処法第1条】
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 【事態対処法第25条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第2条】
緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第183条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)又は化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣がやむを得ない事態と認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第78、81条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第76条】
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第5条第1項(緊急処理事態における準用を含む)の要請を受けた場合又は国の対策本部長から同条第2項の求めがあつた場合に、内閣総理大臣の承認を請け実施する、国民保護措置等のための部隊等の派遣 【自衛隊法第77条の4】
緊急処理事態対処方針	政府の定める緊急処理事態に関する対処方針【事態対処法第25条】

(避難、救援等関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第 52 条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 【国民保護法第 52 条】
関係近接要避難地域	法第 54 条第 1 項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。 【国民保護法第 58 条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。） 【国民保護法第 139 条】
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいう。（本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。） 【国民保護法第 141 条、第 171 条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置（ 侵害排除、 国民保護（武力攻撃災害復旧は含まない。））をいう。 【事態対処法第 2 条】
国民保護措置 （国民保護のための措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置（武力攻撃災害復旧を含む。）をいう。 【国民保護法第 2 条】
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第 183 条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 【国民保護法第 172 条】
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。 【国民保護法第 94 条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。 【国民保護法第 79 条】
物資 （救援の実施に必要な物資）	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）をいう。 【国民保護法第 81 条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 【国民保護法第 81 条】

(関係機関、施設関連)

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。 【事態対処法第2条】 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 ・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 ・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 ・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第2条】
指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第2条】
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。【国民保護法第2条】
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。【国民保護法第11条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第16条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第19条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。【国民保護法第41条】
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の4第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	法第102条第1項(発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等)に規定する施設をいう。
消防吏員	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。【国民保護法第98条】
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。【国民保護法第63条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。【国民保護法第64条】
海上保安部長等	国民保護法施行令第7条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。 【国民保護法第61条】

1 . 関係機関等に関する資料

資料 1 - 1 県(警察機関含む)

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1 愛媛県庁	県民環境部 防災局危機管理課	790-8570	松山市一番町4丁目4-2	089-941-2111	089-941-0119
2 松山地方局	総務県民部 県民生活課	790-8502	松山市北持田町132	089-941-1111	089-946-3703
3 西条地方局	総務県民部 県民生活課	793-0042	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	0897-56-3700
4 今治地方局	総務県民部 県民生活課	794-8502	今治市旭町1-4-9	0898-23-2500	0898-32-3709
5 八幡浜地方局	総務県民部 県民生活課	796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111	0894-24-3700
6 宇和島地方局	総務県民部 県民生活課	798-8511	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	0895-24-3055
7 四国中央土木事務所	事業管理課	790-0404	四国中央市三島宮川4-6-53	0896-24-4455	0896-23-5906
8 久万高原土木事務所	用地管理課	791-1201	上浮穴郡久万高原町 久万571-1	0892-21-1210	0892-21-0773
9 大洲土木事務所	事業管理課	795-8504	大洲市田口甲425-1	0893-24-5121	0893-24-7525
10 西予土木事務所	事業管理課	797-0015	西予市宇和町卯之町4-445	0894-62-1331	0894-62-9277
11 愛南土木事務所	用地管理課	798-4194	愛南町御荘平城3048	0895-72-1145	0895-72-1147

機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1 警察本部	-	790-8573	松山市南堀端町2-2	089-934-0110	-
2 松山南警察署	-	791-1104	松山市北土居町426-1	089-958-0110	-
3 警察学校	-	791-3134	伊予郡松前町西古泉646	089-984-1405	-
4 運転免許センター	-	799-2661	松山市勝岡町1163-7	089-934-0110	-
5 四国中央警察署	-	799-0405	四国中央市三島中央5-4-20	0896-24-0110	-
6 新居浜警察署	-	792-0026	新居浜市久保田町3-9-8	0897-35-0110	-
7 西条警察署	-	793-0028	西条市新田133-1	0897-56-0110	-
8 西条西警察署	-	799-1341	西条市壬生川124-1	0898-64-0110	-
9 今治警察署	-	794-0042	今治市旭町1-4-2	0898-34-0110	-
10 伯方警察署	-	794-2305	今治市伯方町木浦甲4639-1	0897-72-0110	-
11 松山東警察署	-	790-8551	松山市勝山町2-13-2	089-943-0110	-
12 松山西警察署	-	791-8502	松山市須賀町5-36	089-952-0110	-
13 久万高原警察署	-	791-1201	上浮穴郡久万高原町 久万542-4	0892-21-0110	-
14 伊予警察署	-	791-3111	伊予市下吾川960	089-982-0110	-
15 大洲警察署	-	795-0064	大洲市東大洲1686-1	0893-25-1111	-
16 八幡浜警察署	-	796-8002	八幡浜市広瀬2-1-5	0894-22-0110	-
17 西予警察署	-	797-0015	西予市宇和町卯之町4-659	0894-62-0110	-
18 宇和島警察署	-	798-0074	宇和島市並松2-1-30	0895-22-0110	-
19 愛南警察署	-	798-4110	愛南町御荘平城2982-2	0895-72-0110	-

資料 1 - 2 指定地方行政機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	四国管区警察局	広域調整第二課	760 -0008	高松市中野町 19 -7	087 -833 -2111	087 -867 -5497
2	四国総合通信局	総務課	790 -8795	松山市宮田町 8 -5	089 -936 -5010	089 -936 -5007
3	四国財務局 松山財務事務所	総務課	790 -0808	松山市若草町 4 -3 合同庁舎 7F	089 -941 -7185	089 -921 -8392
4	神戸税関 松山税関支署	管理課	791 -8058	松山市海岸通 2426 -5 合同庁舎内	089 -951 -0301	089 -952 -4225
5	中国四国厚生局 四国厚生支局	総務課	760 -0066	高松市福岡町 4 -28 -15	087 -851 -9565	087 -822 -6299
6	愛媛労働局	総務部総務課	790 -8538	松山市若草町 4 -3 合同庁舎内	089 -935 -5200	089 -935 -5210
7	中国四国農政局 愛媛農政事務所	農政推進課	790 -8519	松山市宮田町 188	089 -932 -1177	089 -932 -1872
8	四国森林管理局 愛媛森林管理署	総務課	791 -8023	松山市朝美 2 -6 -32	089 -924 -0550	089 -924 -0598
9	四国経済産業局	総務企画部 総務課	760 -8512	高松市番町 1 -10 -6	087 -831 -9418	087 -831 -0165
10	中国四国産業保安監督部	管理課	730 -0012	広島市中区上八丁堀 6 -30 合同庁舎 2号館	082 -224 -5753	082 -224 -5699
11	中国四国産業保安監督部 四国支部	管理課	760 -8512	高松市 ^ホ ト 3番 33号 高松市 ^ホ ト合同庁舎 5F	087 -811 -8581	087 -811 -8595
12	四国地方整備局 松山河川国道事務所	調査第一課	790 -0056	松山市土居田町 797 -2	089 -972 -0612	089 -972 -8105
13	四国地方整備局 大洲河川国道事務所	調査第一課	795 -8512	大洲市中村 210	0893 -24 -5185	0893 -24 -2059
14	四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所	工務課	791 -8058	松山市海岸通 2426 -1	089 -951 -0161	089 -946 -8010
15	四国運輸局 愛媛運輸支局	総務企画課部間	791 -1113	松山市森松町 1070	089 -956 -9957	089 -957 -9035
16	大阪航空局 松山空港事務所	総務課	791 -8042	松山市南吉田町	089 -972 -0319	089 -973 -1056
17	大阪管区气象台 松山地方气象台	防災業務課	790 -0873	松山市北持田町 102	089 -933 -3610	089 -943 -6250
18	第六管区海上保安本部 松山海上保安部	警備救難課	791 -8058	松山市海岸通 2426 -5	089 -951 -1197	089 -951 -7796

資料 1 - 3 自衛隊

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	陸上自衛隊 中部方面總監部	総務部総務課 地域連絡調整班	664 -0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7 -1 -1	0727 -82 -0001	0727 -82 -0001
2	陸上自衛隊	第 14 旅団		香川県善通寺市南町 2 -1 -1	0877 -62 -2311 (内 234)	
		第 14 特科隊	791 -0298	松山市南梅本町乙 115	089 -975 -0911 (内 238) (夜 302)	
		愛媛地方協力本部		松山市 3 番町 8 丁目 352 -1	089 -941 -8381 089 -941 -8382	
3	海上自衛隊 呉地方總監部	防衛部	737 -8554	広島県呉市幸町 8 -1	0823 -22 -5511	0823 -22 -5692
4	航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部運用課 運用 2 班	816 -0804	福岡県春日市原町 3 -1 -1	092 -581 -4031	092 -581 -4031

資料 1 - 4 指定公共機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター	管理課	791-0288	松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	089-999-1100
2	独立行政法人国立病院機構 愛媛病院	管理課	791-0281	東温市横河原 366	089-964-2411	089-964-0251
3	日本銀行松山支店	総務課	790-0003	松山市三番町 4-10-2	089-933-2211	089-946-3350
4	日本赤十字社 愛媛県支部	事業推進課	790-8570	松山市一番町 4-2 (県庁内)	089-921-8603	089-945-6792
5	日本放送協会 松山放送局	放送部・報道	790-8501	松山市堀之内 5	089-921-1117	089-921-1146
6	日本郵政公社四国支社	企画部企画課	790-8797	松山市宮田町 8-5	089-936-5126	089-945-6821
7	西日本高速道路株式会社 四国支社	管理事業統括 チーム	760-0065	高松市朝日町 4-1-3	087-825-1926	087-823-1333
8	四国旅客鉄道株式会社 愛媛企画部	愛媛企画部	790-0062	松山市南江戸 1-14-1	089-943-5005	089-943-5526
9	日本貨物鉄道株式会社 四国支店	企画	761-8014	香川県高松市香西南町 347-2	087-882-6931	087-882-2896
10	西日本電信電話株式会社 愛媛支店	設備部 災害対策室	790-8542	松山市一番町 4丁目 3	089-936-3570	089-934-9449
11	株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ四国 愛媛支店	企画総務部	790-0065	松山市宮西 2丁目 9-33	089-923-5050	089-923-8666
12	KDDI株式会社 四国総支社	a u松山支店	790-0004	松山市大街道 3-2-3	089-934-0628	089-934-0629
13	ソフトバンクモバイル 株式会社	中国技術部技術 管理グループ	730-8551	広島市中区幟町 13-11	082-224-2310	082-224-2331
14	四国電力株式会社 松山支店	総務部総務課	790-8540	松山市湊町 6丁目 6-2	089-947-9081	089-946-9711
15	四国電力株式会社 大州営業所		795-0052	大州市若宮 535-2	0893-24-2136	0893-24-3704
16	株式会社ダイヤモンド フェリー松山支店		791-8081	松山市高浜町 5-2259-1	089-951-2266	089-953-0129
17	関西汽船株式会社 松山支社		791-8081	松山市高浜町 5-2259-1	089-967-7181	089-967-7131
18	ジェイアール四国バス 株式会社松山支店		790-0053	松山市竹原 2-1-76	089-943-5015	089-946-1310
19	株式会社日本航空 インターナショナル		790-0011	松山市千舟町 4-6-1	089-943-6110	089-947-7516
20	全日本空輸株式会社 松山支店		790-0003	松山市三番町 4-12-7	089-935-7170	089-935-7173
21	佐川急便株式会社 四国支社松山店	安全推進課	791-2111	伊予郡松前町八倉 125	089-958-1181	089-958-1737
22	四国西濃運輸株式会社 松山支店	総務部	791-0288	東温市上村甲 980	089-990-1311	089-990-1273
23	日本通運株式会社 松山支店	総務課	790-0067	松山市大手町 2-26-3	089-941-5112	089-931-6916
24	四国福山通運株式会社 松山東支店	総務	791-0242	松山市北梅本町 66	089-970-1212	089-970-1122
25	ヤマト運輸株式会社 愛媛主管支店	社会貢献課	791-1126	松山市大橋町 466-1	089-963-5500	089-963-5501

資料 1 - 5 指定地方公共機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	四国ガス会社	総務部	794-8611	今治市南大門町 2-2-4	0898-32-3892	0898-32-4507
2	伊予鉄道株式会社	庶務課	790-0012	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222	089-948-3291
3	社団法人愛媛県バス協会		790-0067	松山市大手町 1-7-4	089-931-4094	089-931-5054
4	社団法人愛媛県トラック協会	業務部	790-8552	松山市南江戸 1-6-3	089-924-1069	089-924-4260
5	石崎汽船株式会社	総務部	791-8061	松山市三津 1-4-9	089-951-0128	089-951-0129
6	社団法人愛媛県医師会	事務局	790-8585	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	089-933-2154
7	社団法人愛媛県薬剤師会	事務局	790-0003	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165	089-921-5353
8	社団法人愛媛県看護協会	事務局	790-0843	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287	089-926-7825
9	社団法人愛媛県歯科医師会	総務課	790-0014	松山市柳井町 2-6-2	089-933-4371	089-932-5048
10	南海放送株式会社	経営企画室	790-8510	松山市本町 1-1-1	089-915-3815	089-915-2370
11	株式会社テレビ愛媛	総務局 経営管理部	790-8537	松山市真砂町 119	089-943-1113	089-943-1160
12	株式会社あいテレビ	総務局	790-8529	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	089-921-5420
13	株式会社愛媛朝日テレビ	経営企画室	790-8525	松山市和泉北 1-14-11	089-946-9606	089-946-4711
14	株式会社エフエム愛媛	編成制作部	790-8565	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	089-945-1179

資料 1 - 6 県内市町

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	松山市	消防局 防災対策課	790-0813	松山市萱町 6-30-5	089-926-9125	089-926-9194
2	伊予市	総務課	799-3193	伊予市米湊 820	089-982-1111	089-983-3681
3	砥部町	総務課	791-2195	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323	089-962-4277
4	内子町	総務課	795-0392	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	0893-44-4300
5	久万高原町	総務課	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111	0892-21-2860
6	今治市	消防本部 防災対策課	794-0043	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-2766	0898-32-0119
7	宇和島市	総務課	798-8601	宇和島市曙町 1	0895-24-1111	0895-24-1121
8	八幡浜市	総務課 防災対策室	796-8501	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	0894-24-0610
9	新居浜市	総務課	792-8585	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1212	0897-65-1216
10	西条市	総務課	793-8601	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	0897-52-1200
11	大洲市	危機管理室	795-8601	大洲市大洲 690-1	0893-24-1742	0893-24-2228
12	四国中央市	総務課 危機管理対策室	799-0497	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-28-6400	0896-28-6056
13	西予市	総務課	797-8501	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-0119	0894-62-3780
14	東温市	総務課	791-0292	東温市見奈良 530-1	089-964-2001	089-964-1609
15	上島町	総務課	794-2592	越智郡上島町弓削下弓削 210	0897-77-2500	0897-77-4011
16	伊方町	総務課	796-0301	北宇和郡伊方町湊浦 1933-1	0894-38-0211	0894-38-1373
17	松野町	総務課	798-2192	北宇和郡松野町松丸 343	0895-42-1111	0895-42-1119
18	鬼北町	総務課	798-1395	北宇和郡鬼北町近永 800-1	0895-45-1111	0895-45-1119
19	愛南町	総務課 防災対策室	798-4196	愛南町城辺甲 2420	0895-72-1211	0895-72-1214

資料 1 - 7 県内消防機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	松山市消防局	総務課	790-0811	松山市本町 6-6-1	089-926-9104	089-926-9144
2	今治市消防本部	防災対策課	794-0043	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666	0898-32-0119
3	新居浜市消防本部	総務警防課	792-0025	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1340	0897-34-1189
4	西条市消防本部	警防課	793-0028	西条市新田 183-1	0897-56-0250	0897-55-0180
5	四国中央市消防本部	警防課	799-0411	四国中央市下柏町 750	0896-23-8090	0896-23-6614
6	西予市消防本部	消防総務課	797-0015	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-4700	0894-62-3780
7	東温市消防本部	消防課	791-0203	東温市横河原 1376	089-964-5210	089-964-5503
8	上島町消防本部	総務予防課	794-2592	越智郡上島町弓削下弓削 210	0897-77-3166	0897-77-3199
9	久万高原町消防本部	消防課	791-1206	上浮穴郡久万高原町 上野尻甲 90	0892-21-2411	0892-21-2656
10	愛南町消防本部	消防課	798-4110	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0119	0895-73-0119
11	八幡浜地区施設事務 組合消防本部	総務課	796-0010	八幡浜市大字松柏丙 796	0894-22-0119	0894-22-5227
12	伊予消防等事務組合 消防本部	総務課	799-3111	伊予市下吾川 950-3	089-982-0657	089-983-4311
13	宇和島地区広域事務 組合消防本部	総務課	789-0060	宇和島市丸の内 5-1-18	0895-22-7539	0895-22-7500
14	大洲地区広域消防事務 組合消防本部	総務課	795-0012	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119	0893-24-4583

資料 1 - 8 その他の機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	社会福祉法人 松前町社会福祉協議会	-	791-3120	筒井 710-1	089-986-4144	089-985-3912
2	松前町商工会	-	791-3110	浜 809-1	089-984-1427	089-985-0913

2. 対策本部において集約すべき基礎的資料

資料 2 - 1 地域区分・住民基礎データ

(人口：人、率：%、世帯：戸)

No	小学校区	消防団分団	行政区	総人口	年少人口	生産年齢人口	老齢人口	高齢化率	世帯数
1	松前小学校区	第1分団	南黒田	1,211	202	794	215	17.8	435
2			北黒田	3,266	477	2,147	642	19.7	1,268
3		第2分団	宗意原	2,546	373	1,587	586	23.0	1,027
4			新立	2,370	313	1,457	600	25.3	1,034
5		第3分団	本村	519	34	301	184	35.5	260
6			筒井	3,724	535	2,584	605	16.2	1,386
7			社宅	520	133	387	0	0	258
8	北伊予小学校区	第4分団	徳丸	1,416	163	954	299	21.1	507
9			中川原	1,191	148	749	294	24.7	416
10			出作	833	90	478	265	31.8	329
11		第5分団	神崎	1,505	184	904	417	27.7	569
12			鶴吉	937	117	557	263	28.1	360
13		第6分団	横田	284	34	174	76	26.8	108
14			大溝	475	59	269	147	30.9	193
15			永田	483	75	303	105	21.7	178
16			東古泉	501	57	302	142	28.3	192
17		岡田小学校	第7分団	大間	561	62	335	164	29.2
18	上高柳			1,326	141	854	331	25.0	505
19	恵久美			1,346	213	856	277	20.6	544
20	第8分団		昌農内	1,348	188	816	344	25.5	521
21			西古泉	1,821	254	1,211	356	19.5	734
22	第9分団		西高柳	1,261	222	804	235	18.6	464
23			北川原	1,385	191	822	372	26.9	561
24			塩屋	718	88	431	199	27.7	279
	合計			31,547	4,353	20,076	7,118	22.6	12,367

資料：松前町住民基本台帳平成18年12月

2 - 2 避難施設一覧表

(校舎・体育館・武道場)

平成19年3月1日現在

No	施設名	収容可能 人員(人)	面積 (㎡)	所在地	電話番号
1	松前小学校	4,486	8,973	筒井 1175	984 -1033
2	松前中学校	4,259	8,519	浜 963	984 -1149
3	北伊予小学校	3,080	6,161	神崎 226	984 -1322
4	北伊予中学校	3,031	6,063	神崎 415 -1	984 -2254
5	岡田小学校	3,056	6,113	西高柳 156	984 -2249
6	岡田中学校	3,520	7,040	昌農内 443 -1	984 -1357
7	伊予高校	7,645	15,290	北黒田 119 -2	984 -9311
8	健康増進センター	273	546	鶴吉 118 -1	983 -4038
9	松前公園	2,650	5,300	筒井 638	984 -7227
合 計		32,000	64,005		

資料 2 - 3 伊予消防等事務組合松前消防署車両等一覧表

(18.4.1 現在)

車両	区分 種別	車名	排気量	級 別 ポンプ 作成所	経過 年数	登録年月日	登録番号	備考
はしご付 ポンプ自動車	"	7,410cc	" 森田	12年	H 5.12. 3	88や4088		
ポンプ 24号車	三 菱	5,240cc	"	6年	H12. 2.25	800さ1766		
化 学 車	日 野	7,410cc	"	11年	H 6.11. 2	88す1597	水量 1.3t	
救 急 車	日 産	3,270cc		5年	H12.11.17	800さ2775		
広 報 車	トヨタ	2,000cc		14年	H 3. 8. 9	88な5605		
資機材 搬送車	"	2,770cc		14年	H 4. 2.26	88さ9641		
水防用 資機材搬送車	日 産	2,660cc		11年	H 6.12.19	88す1706		
カブ1号車	ホンダ	50cc		10年	H 7. 6.26	公 65		
救急車 (予備車)	トヨタ	3,000cc		9年	H 8. 7.23	88す3107		

出典：松前町地域防災計画（資料編）

資料 2 - 4 伊予消防等事務組合松前消防署無線設備一覧表

設置場所	局 種	呼出名称	型式	出力	購入年月日	
松前消防署	松 前 消 防 署	基地局	いよしょうぼうまさき	F3E	10W	H 3. 4.12
	水槽付ポンプ自動車	移動局	いよしょうぼう 21	"	"	H 7.11.29
	化 学 車	"	" 22	"	"	H 6.11.10
	ポ ン プ 2 4 号 車	"	" 24	"	"	H 12. 2.25
	救 急 車	"	いよきゅうきゅう 2	"	"	H 12.11.17
	救急車（予備車）	"	" 8	"	"	S 48. 4. 6
	広 報 車	"	いよしょうぼう 23	"	"	H 3. 8. 9
	資 機 材 搬 送 車	"	" 25	"	"	H 4. 2.26
	水防用資機材搬送車	"	" 26	"	"	S 58. 3.23
	はしご付ポンプ自動車	"	いよはしご 1	"	"	H 5.12. 6
	携 帯 用	"	いよしょうぼう 20	"	1W	S 62. 4.30
	"	"	" 27	"	5W	H 9. 6.23
	"	"	" 28	"	"	"
	"	"	" 29	"	"	"
	"	"	" 201	"	1W	H 3. 4.12
	"	"	" 202	"	5W	H 5. 3.31
	"	"	" 203	"	"	"
	"	"	" 204	"	"	H 7.12.18
	"	"	" 205	"	"	"
"	"	いよはしご 2	"	"	H 13. 3.26	
"	"	" 3	"	"	H 8.11. 6	

消防無線	1 CH	152.01MH z	第 1 市町村波	5 CH	148.75MH z	第 2 全国共通波
	2 CH	152.01MH z	県内共通波	6 CH	148.75MH z	第 3 全国共通波
	3 CH	152.01MH z	第 2 市町村波	7 CH	148.75MH z	防災相互波
	4 CH	152.01MH z	第 1 全国共通波			

資料 2 - 5 消防団車両・資機材一覧表

(18.4.1 現在)

種別	分団名	車名	ポンプ 製作所	馬力 排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号
広報車	団本部	トヨタ		1,800cc		13	H 4 . 9 . 29	88 な 5940
ポンプ車	第 2 分団	三菱	小川	3,950cc	A2 級	5	H 12 . 7 . 31	800 さ 2353
小型 ポンプ 積載 車	第 1 分団	スバル		550cc		17	S 63 . 12 . 16	88 あ 299
	"	トヨタ		2,000cc		9	H 8 . 12 . 24	88 す 3473
	第 2 分団	"		1,800cc		14	H 3 . 8 . 12	88 さ 9250
	第 3 分団	"		"		14	"	88 さ 9248
	"	"		2,000cc		2	H 15 . 12 . 15	800 さ 8106
	第 4 分団	"		1,600cc		8	H 9 . 12 . 15	88 す 4382
	"	"		2,000cc		10	H 7 . 12 . 22	88 す 2572
	"	スバル		550cc		18	S 63 . 1 . 11	80 あ 247
	第 5 分団	トヨタ		1,800cc		13	H 4 . 12 . 8	88 す 198
	"	"		2,000cc		1	H 16 . 12 . 13	800 さ 9103
	第 6 分団	スバル		550cc		16	H 1 . 12 . 27	80 あ 357
	"	"		"		16	"	80 あ 356
	"	"		660cc		15	H 3 . 1 . 10	80 あ 395
	"	"		"		15	"	80 あ 396
	第 7 分団	"		550cc		16	H 1 . 12 . 27	80 あ 355
	"	"		"		18	S 63 . 1 . 11	80 あ 250
	"	"		"		17	S 63 . 12 . 16	80 あ 300
	第 8 分団	トヨタ		2,000cc		10	H 7 . 12 . 22	88 す 2571
	"	"		1,800cc		13	H 4 . 12 . 8	88 す 199
	第 9 分団	"		2,000cc			H 17 . 12 . 22	800 さ 9979
	"	スバル		660cc		15	H 3 . 1 . 10	80 あ 394
	"	トヨタ		2,000cc		19	H 8 . 12 . 24	88 す 3472
		22 台						

種別	分団名	車名	ポンプ 製作所	馬力 排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号
小型 動力 ポン プ	第1分団	南黒田	トーハツ	48PS	B3級	14	H3.8.12	
		北黒田	"	45PS	"	7	H10.10.30	
	第2分団	新立	"	"	"	6	H11.12.15	
	第3分団	本村	"	43PS	B2級	16	H1.5.1	
		筒井	"	45PS	B3級	10	H7.5.15	
	第4分団	徳丸	"	"	"	6	H11.12.15	
		中川原	"	43PS	B2級	16	H1.5.1	
		出作	"	45PS	"	7	H10.10.30	
	第5分団	神崎	"	"	B3級	11	H6.11.7	
		鶴吉	"	48PS	"	15	H2.6.20	
	第6分団	横田	"	45PS	"	11	H6.11.7	
		大溝	"	"	B2級	13	H4.9.8	
		永田	"	"	B3級	9	H8.7.19	
		東古泉	"	48PS	B2級	14	H3.8.12	
	第7分団	大間	"	45PS	B3級	12	H5.7.8	
		上高柳	"	"	"	13	H4.9.8	
		恵久美	"	48PS	"	15	H2.6.20	
	第8分団	昌農内	"	45PS	"	7	H10.10.30	
		西古泉	"	"	"	6	H12.6.30	
	第9分団	西高柳	"	43PS	"	18	S63.1.9	
		北川原	"	45PS	"	8	H9.6.11	
		塩屋	"	"	"	6	H11.12.15	
			22台					

資料 2 - 6 町（同報系・移動系）防災行政無線一覧表

1 同報系

無線局種別	固定局
呼出名称	ぼうさいまさきちょうやくば
空中線電力	0.1W
周波数	F 3 E 69.15MHz
無線設備の設置場所	送受信所及び第1通信所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地 松前町役場構内 第2通信所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 809 番地 1 伊予消防等事務組合松前消防署 内

受信設備

呼出番号	受信所名	受信設備の設置場所
1	役場	松前町大字筒井 631 番地
2	南黒田	松前町大字南黒田 230 番地
12	筒井	松前町大字筒井 329 番地 7
22	宗意原	松前町大字筒井 1161 番地 2
32	北黒田	松前町大字北黒田 680 番地 4
42	新立	松前町大字浜 745 番地
52	本村	松前町大字浜 225 番地 2
3	東レ社宅	松前町大字筒井 1438 番地 1
4	出作	松前町大字出作 242 番地 7
14	鶴吉	松前町大字鶴吉 289 番地 4
24	徳丸	松前町大字徳丸 365 番地 4
34	中川原	松前町大字中川原 126 番地 2
44	神崎	松前町大字神崎 211 番地 2
5	永田	松前町大字永田 103 番地 2

呼出番号	受信所名	受信設備の設置場所
15	大 溝	松前町大字大溝 327 番地 6
25	東 古 泉	松前町大字東古泉 202 番地 7
35	横 田	松前町大字横田 152 番地 7
6	大 間	松前町大字大間 329 番地 1
16	恵 久 美	松前町大字恵久美 369 番地 2
26	上 高 柳	松前町大字上高柳 237 番地 3
7	西 高 柳	松前町大字西高柳 169 番地 2
17	西 古 泉	松前町大字西古泉 458 番地 1
27	北 川 原	松前町大字北川原 323 番地 1
37	塩 屋	松前町大字北川原 909 番地 4
47	昌 農 内	松前町大字昌農内 480 番地 2

2 移動系

無線局種別	基地局
呼出名称	ぼうさいまさきちょう
空中線電力	5 W
周波数	F 3 E 466.8625MHz
無線設備の設置場所	設置場所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 809 1 松前町防災センター構内

無線局種別	陸上移動局
呼出名称	ぼうさいまさきちょう 1 ~ 1 9
空中線電力	5 W
周波数	F 3 E 466.8625MHz
無線設備の設置場所	常置場所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 809 1

資料 2 - 7 消防団無線一覧表

No	種 別		呼出名称	出力	周波数	設置(常置)場所
	基地局		ぼうさいまさき ちょう	5W	466.8625MHz	伊予郡松前町筒井631番地 松前町役場内
1	移動局	携帯	1	5W	〃	総務課
2	〃	携帯	2	1W	〃	まちづくり課
3	〃	携帯	3	〃	〃	産業課
4	〃	携帯	4	5W	〃	総務課
5	〃	携帯	5	5W	〃	〃
6	〃	携帯	11	5W	〃	まちづくり課
7	〃	携帯	12	〃	〃	産業課
8	〃	携帯	13	〃	〃	総務課
9	〃	携帯	14	〃	〃	まちづくり課
10	〃	携帯	15	〃	〃	産業課
11	〃	携帯	16	〃	〃	上下水道課
12	〃	携帯	17	〃	〃	まちづくり課
13	〃	携帯	18	〃	〃	〃
14	〃	携帯	19	〃	〃	産業課
15	〃	携帯	6	〃	〃	消防団長
16	〃	携帯	7	〃	〃	副団長
17	〃	携帯	8	〃	〃	副団長
18	〃	携帯	9	〃	〃	副団長
19	〃	車載	50	〃	〃	宗意原班ポンプ車
20	〃	車載	51	〃	〃	松前消防署(団広報車)
21	〃	車載	52	〃	〃	まちづくり課
22	〃	車載	53	〃	〃	産業課
23	〃	車載	54	〃	〃	上下水道課
24	〃	車載	55	〃	〃	本村班積載車
25	〃	車載	56	〃	〃	中川原班積載車
26	〃	車載	57	〃	〃	神崎班積載車
27	〃	車載	58	〃	〃	昌農内班積載車

資料 2 - 8 医療機関一覧表

番号	病院等名	電話番号	所在地	診療科名
1	松前病院	(089)984 1300	松前町筒井 1592 1	内科、外科、泌尿器科、 整形外科、理学診療科
2	友澤外科医院	(089)985 0511	松前町北黒田 173 1	外科
3	河辺整形外科	(089)985 0500	松前町浜 858	整形外科、理学診療科
4	東岡整形外科	(089)985 2522	松前町恵久美 670 1	整形外科
5	木口内科	(089)984 3729	松前町西高柳 110 1	内科、消化器科
6	ふじの内科・小児科	(089)984 1388	松前町浜 417	内科、小児科、放射線科
7	くろだ病院	(089)984 1201	松前町神崎 586	精神科、神経科、内科
8	兵頭クリニック	(089)985 3311	松前町中川原 456	内科、神経科
9	しげかわ産婦人科	(089)960 3500	松前町恵久美 804 -1	産婦人科
10	武智泌尿器内科	(089)960 3555	松前町恵久美 711	泌尿器科、内科
11	梶原クリニック	(089)960 3197	松前町出作 1 -1	内科
12	むかいだ小児科	(089)985 0115	松前町恵久美 792 1	小児科
13	西原耳鼻咽喉科	(089)985 2511	松前町恵久美 811 1	耳鼻科
14	高瀬内科胃腸科	(089)984 8980	松前町出作 539 1	内科、消化器科
15	西尾眼科医院	(089)985 2122	松前町北黒田 185 5	眼科
16	しのざき医院	(089)985 2000	松前町西高柳 246 -4	内科
17	おち内科循環器科	(089)960 3620	松前町大溝 508 -12	内科、循環器科
18	松野内科クリニック	(089)961 6677	松前町大間 166 -1	内科
19	たけだ内科クリニック	(089)985 0003	松前町筒井 947 -7	内科
20	宮内ひふ科	(089)984 0902	松前町浜 400	皮膚科
21	さくら歯科医院	(089)985 1181	松前町大間 165	歯科
22	かまだ歯科	(089)984 8886	松前町北黒田 235 5	歯科
23	古城歯科	(089)984 4755	松前町浜 732	歯科
24	塩崎歯科医院	(089)984 1325	松前町出作 219	歯科
25	福榘歯科医院	(089)984 0648	松前町北黒田 570	歯科
26	升田歯科	(089)984 0005	松前町昌農内 430	歯科
27	清水歯科医院	(089)985 1183	松前町浜 392 2	歯科
28	西本歯科医院	(089)985 0222	松前町筒井 318 -3	歯科
29	武西歯科医院	(089)984 6480	松前町中川原 109 1	歯科
30	さたけ歯科	(089)985 3063	松前町筒井 947 -3	歯科
31	是澤歯科医院	(089)985 3191	松前町南黒田 437 40	歯科
32	おかだ歯科クリニック	(089)984 8214	松前町上高柳 226 6	歯科
33	かまくら歯科クリニック	(089)984 0002	松前町鶴吉 806	歯科
34	なかむら歯科	(089)985 3882	松前町北黒田 490	歯科
35	西田歯科医院	(089)984 3588	松前町恵久美 634 -2	歯科

資料 2 - 9 関係機関との協定一覧表

協定名称	応援の内容	手続
愛媛県消防広域相互 応援協定	愛媛県下の市町及び消防一部事務組合の消防広域 相互応援について定める。	平成 18 年 4 月 1 日から施行
愛媛県消防防災ヘリコプ ターの支援に関する協定	愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターを用いて 行う市町への支援について定める。	平成 18 年 4 月 1 日から施行
中予地区広域消防相互 応援協定	松山地区新広域市町圏域内における大規模火災、そ の他特殊災害の発生に際し、市町及び消防にかかわ る一部事務組合の消防相互応援について定める。	平成 2 年 8 月 1 日から施行
はしご隊の編成に関する 協定書	中高層建築物の火災の鎮圧等(その多種々の災害に おける人命救助活動を含む。)について定める。	平成 17 年 4 月 1 日から施行
救助隊の編成に関する協 定書	消防組織法第 4 条第 14 号の規定に基づき、救助活 動に関する基準(昭和 62 年消防庁告示第 3 号)に 定められている事務の共同処理について定める。	平成 17 年 4 月 1 日から施行
松山自動車道消防相互 応援協定書	松山自動車道及びその施設における火災、救急その 他災害が発生した場合の消防力の相互活用につい て定める。	平成 17 年 11 月 1 日から施行
災害時の医療救護に関す る協定 (社)愛媛県医師会	災害時において被災者の救助として行う医療及び 助産の実施について定める。	平成 8 年 2 月 1 日から施行
災害時の医療救護に関す る協定 (社)愛媛県看護協会	災害時において被災者の救助として行う医療及び 助産の実施について定める。	平成 15 年 4 月 9 日から実施
災害時の医療救護に関す る協定 (社)愛媛県歯科医師会	災害時において被災者の救助として行う医療の実 施について定める。	平成 15 年 4 月 9 日から実施
災害時の医療救護に関す る協定 (社)愛媛県薬剤師会	災害時において被災者の救助として行う医療及び 助産の実施について定める。	平成 15 年 4 月 9 日から実施
災害時における救援物資 提供に関する協定書 (四国コカ・コーラボトリン グ株式会社)	災害時における救援物資提供について定める。	平成 18 年 3 月 28 日より施行

3 . 關係條例

資料 3 - 1 災害派遣手当に関する条例

平成 18 年 7 月 5 日
条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号。以下「令」という。)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第 2 条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて松前町内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、令第 19 条の規定により総務大臣が定める災害派遣手当の額の基準に規定する額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が松前町内に到着した日から起算し、松前町外へ出発した日までの期間とする。

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当の支給方法は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 - 2

松前町国民保護対策本部及び松前町緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 7 月 5 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、松前町国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び松前町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
 - 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
 - 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

- 第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、松前町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 - 3 松前町国民保護協議会条例

平成 18 年 7 月 5 日
条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、松前町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年松前町条例第 15 号)の定めるところによる。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年松前町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表中 34 の項を 35 の項とし、33 の項の次に次の 1 項を加える。

34	松前町国民保護協議会	委員	日額	7,400
----	------------	----	----	-------

4 . 樣 式

資料 4 - 1 被災情報の報告様式

年月日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
松 前 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時 平成 年 月 日

（2）発生場所 市 町 A 丁目 B 番 C 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

資料 4 - 2 【様式第 1 号】安否情報の収集様式(避難住民・負傷住民)

様式第 1 号(第 1 条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居人からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合はで囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

資料 4 - 3 【様式第 2 号】安否情報の収集様式(死亡住民)

様式第 2 号(第 1 条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(月 日 時 分)	
氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備 考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注 5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

資料 4 - 4 【様式第 3 号】安否情報報告書

様式第 3 号(第 2 条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

氏名	フリガナ	出生の 年月日	男女 の別	住 所	国籍	その他個人を識別 するための情報	負傷(疾病) の該当	負傷又は 疾病の状況	現在の居所	連絡先その他 必要情報	親族・同居者 への回答の 希望	知人への 回答の希望	親族・同居者・知人 以外の者への回答 又は公表の同意	備 考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
 - 2 「 出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
 - 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

資料 4 - 5 【様式第 4 号】安否情報照会書

様式第 4 号(第 3 条関係)

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
松 前 町 長 殿		
		申 請 者 住 所(居 所) 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 95 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (をつけてください。 の場合、理由を記入願います)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 印の欄には記入しないこと。

資料 4 - 6 【様式第 5 号】安否情報回答書

様式第 5 号(第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日			
殿			
松 前 町 長			
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被 照 会 者	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本	その他 ()
	その他個人を識別するための情報		
	現在の居所		
	負傷又は疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

5. 避難実施要領

資料 5 - 1 基本指針

町は、関係機関（教育委員会等当該町の執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努める。

町は、当該町の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定する。

（１）避難実施要領について

町長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「町の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

（２）避難実施要領のパターン作成について

町において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。

平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、町が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

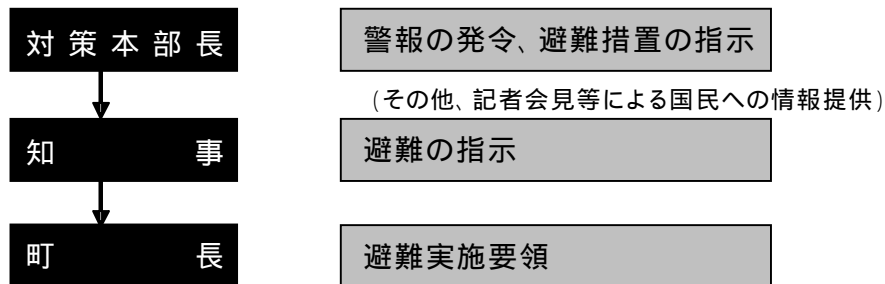
かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

資料 5 - 2 弾道ミサイル攻撃の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下施設に避難することとなる。)
- (2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体(国又は国に準ずる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

松 前 町 長

月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- () 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らない「正常化の偏見」が存在する。）。
- () 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合には、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

- () 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。
- () 現在調査を行っている全国瞬時警報システム(J-alert)が配備された場合には、国において、各市(町村)の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令された場合は、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

（ ）このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知する。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。

（ ）着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者（旅行者等の一時的な滞在者）についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力を依頼する。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、松前町国民保護計画に基づいて定める。

資料 5 - 3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

(2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

(3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している町職員(消防職員含む。)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」~「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の様相も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、市街地の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領(一例)

松 前 町 長

月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、町 地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った。(避難の指示を添付。)

()具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、町・小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

()少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

()自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の町・小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。(配置については別途添付。)

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- () 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- () 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約 200 名、A 公民館、町保有車両 × 4 バス 2 台

(イ) B地区

約 200 名、B 公民館、 バス × 大型バス 4 台

(ウ) C地区

約 100 名、C 公民館、 バス × 大型バス 2 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

日 15:30、A・B・C 公民館

ウ 避難経路

国道 号（予備として県道 号及び 号を使用）

- () バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- () 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- () 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- () 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

()市街地においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者を支援する班」を設置し、次の対応を行う。
 - (ア) 病院の入院患者5名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - (イ) その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

()防災担当課及び福祉担当課を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者を支援する班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

- ()希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らない「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

- ()職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、市街地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- ()国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- ()特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各班の役割

松前町国民保護計画のとおり。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県 課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：松前町役場 3 階 3 0 1 会議室
- オ 現地調整所設置場所：松前町防災センター（松前消防署内）

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、 町 小学校及び 公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び 町の支援を受ける。

(昼間の市街地における突発的な攻撃の場合の避難)
避難実施要領 (一例)

松 前 町 長
月 日 時現在

1 事態の状況

日 時 分に 地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、 地域で戦闘が継続している状況にある (日 時現在)。

2 避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される時は、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

()ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

()戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

()屋内避難は、NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

3 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

時現在

地区については、 道路を避難経路として、健全者は徒歩により避難する。
自力歩行困難者は・・・

地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

()避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

() 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、 地点の救護所、 病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、 地点の救護所及び 病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

() DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

5 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(市街地における化学剤を用いた攻撃の場合)
避難実施要領(一例)

松前町長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、地域における爆発について、化学剤(剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の 町 番地及び 番地の地域及びその風下となる地域(番地～ 番地)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。
知事は、別添の避難の指示を行った。(避難の指示を添付。)

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、要避難地域の住民約2,000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 番地～ 番地の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。
当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

()化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置
指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。
イ 町職員の現地派遣
町職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。
ウ 現地対策本部との調整
政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

()NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

() 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア 公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。
また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T (災害派遣医療チーム) 等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における N B C への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

() 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際して留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

()NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

町の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各班の役割

松前町国民保護計画のとおり。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：松前町役場3階301会議室
- イ 現地調整所設置場所：松前町防災センター（松前消防署内）